

令和7年度ツキノワグマ管理検討協議会

日 時 令和7年9月19日（金）9：30～12：00

場 所 岩手県庁 12階特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- （1） 令和6年度及び令和7年度のツキノワグマの管理施策の取組状況について
- （2） 令和7年度及び令和8年度捕獲上限数について
- （3） 令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業評価報告及び令和7年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画について
- （4） 第6次ツキノワグマ管理計画について

4 その他

5 閉 会

令和7年度キノワグマ管理検討協議会 出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 経験者	東 北 地 域 環 境 計 画 研 究 会	会 長	由 井 正 敏	
	国 立 大 学 法 人 岩 手 大 学	准 教 授	山 内 貴 義	
	盛 岡 市 動 物 公 園 (株式会社もりおかパークマネジメント)	園 長	辻 本 恒 徳	
	合 同 会 社 東 北 野 生 動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	代 表	宇 野 壮 春	WE B
関係 団体	岩 手 県 鳥 獣 保 護 巡 視 員 協 議 会	会 長	佐々木 實行	新 任
	公 益 社 団 法 人 岩 手 県 獺 友 会	副会長兼専務理事	寺 長 根 実	
	岩 手 県 森 林 組 合 連 合 会	事 業 部 長 森 林 整 備 ク ー ル フ	佐々木 利夫	新 任
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 部 岩 手 県 本 部 営 農 支 援 部	営 農 技 術 課 長	佐々木 歩	
行政 機関	東 北 森 林 管 理 局 課 計 画 保 全 部	課 長	福 士 忍	代理出席：保全課長補佐 山城卓也
	岩 手 県 農 林 水 産 部 課 農 業 振 興 課	担 い 手 対 策 課 長	櫻 田 学	新 任
	岩 手 県 農 林 水 産 部 課 森 林 整 備 課	整 備 課 長	成 松 美 樹	新 任
	岩 手 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 課 生 活 安 全 企 画 課	参 事 官 兼 課 長	大 越 剛	新 任 代理出席：危険物係長 浅沼直人
市 町 村	盛 岡 市 企 業 環 境 部 課	課 長	富 手 真 一	代理出席：課長補佐 渡辺聡
	遠 野 市 農 林 市 課	課 長	本 宿 浩 義	新 任
	八 幡 平 市 農 林 市 課 産 業 建 設 部	課 長	高 橋 繁 範	新 任
	宮 古 市 農 林 市 課 産 業 振 興 部	課 長	袋 岩 邦 行	
			計16名	
事務局	岩 手 県 環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー	主 査 専 門 研 究 員	鞍 懸 重 和	
	岩 手 県 環 境 生 活 部 自 然 保 護 課	総 括 課 長	引 屋 敷 努	
		主 幹 兼 特 命 課 長	岩 渕 美 保	
		主 任 主 査	松 本 多 佳 子	
		主 査	佐 藤 恵 子	
		主 任	佐々木 俊	
		主 事	古 川 健	
		主 事	駒 井 千 輝	
オブザー バー	岩 手 県 農 林 水 産 部 課 農 業 振 興 課	特 命 課 長	村 田 就 治	
	岩 手 県 盛 岡 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	村 居 勇 佑	
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	主 査	澤 口 幸 司	
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 花 巻 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	主 査	佐々田 丈瑠	
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 一 関 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	技 師	吉 田 野 乃 花	
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	川 上 凜	WE B
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 宮 古 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	主 査	伊 藤 菜 ャ	
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 大 船 渡 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー	技 師	今 野 博 貴	
	岩 手 県 県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部	技 師	佐 藤 雄 之	WE B
	岩 手 県 県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 二 戸 保 健 福 祉 セ ン タ ー	主 査	館 澤 真 也	WE B

第5次ツキノワグマ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ管理検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること
- (2) 個体数管理に関すること
- (3) 生息環境の整備に関すること
- (4) 被害防除対策に関すること
- (5) モニタリング調査に関すること。
- (6) その他ツキノワグマの管理に関すること。

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者(以下「構成員」という。)により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第5次ツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

令和 6 年度及び令和 7 年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について

1 出没の状況 [資料 1-1]

令和 6 年度のツキノワグマの出没数は 2,883 件であった。

令和 7 年度は 8 月末現在で 3,478 件であり、過去 5 年間の同期と比較すると最も多い。

(単位：件)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
各年度同期比（8月末）	2,495	2,189	1,914	2,878	2,431	3,478
年度計	3,316	2,602	2,179	5,877	2,883	—

2 被害及び防除対策 [資料 1-2, 1-3]

(1) 被害状況

①人身被害の状況

令和 6 年度の人身被害は 10 件・10 人であった。

令和 7 年度は 9 月 15 日時点（※）で 14 件・15 人となっている。

【人身被害】

(単位：件、人)

区 分	R2		R3		R4		R5		R6		R7※	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
北 奥 羽	9	10	6	6	7	7	20	22	3	3	7	8
北上山地	18	19	8	8	16	17	26	27	7	7	7	7
計	27	29	14	14	23	24	46	49	10	10	14	15

②農林業被害の状況

令和 6 年度の農作物被害は総額 3,305 万円（速報値）で、令和 5 年度と比較して 6,661 万円減少した。特に減少額が大きい作目は果樹と飼料作物であった。

令和 6 年度はブナの開花・結実状況が並作となり、山である程度餌を確保できたことから、出没件数の減少が関連しているものと推定される。

【農作物被害】

(単位：万円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6(速報値)
水稻	537	508	300	585	407
野菜	333	309	259	496	580
果樹	2,081	1,562	1,707	6,332	1,509
飼料作物	1,846	1,718	989	2,340	767
その他	8	3	59	213	42
計	4,805	4,100	3,314	9,966	3,305

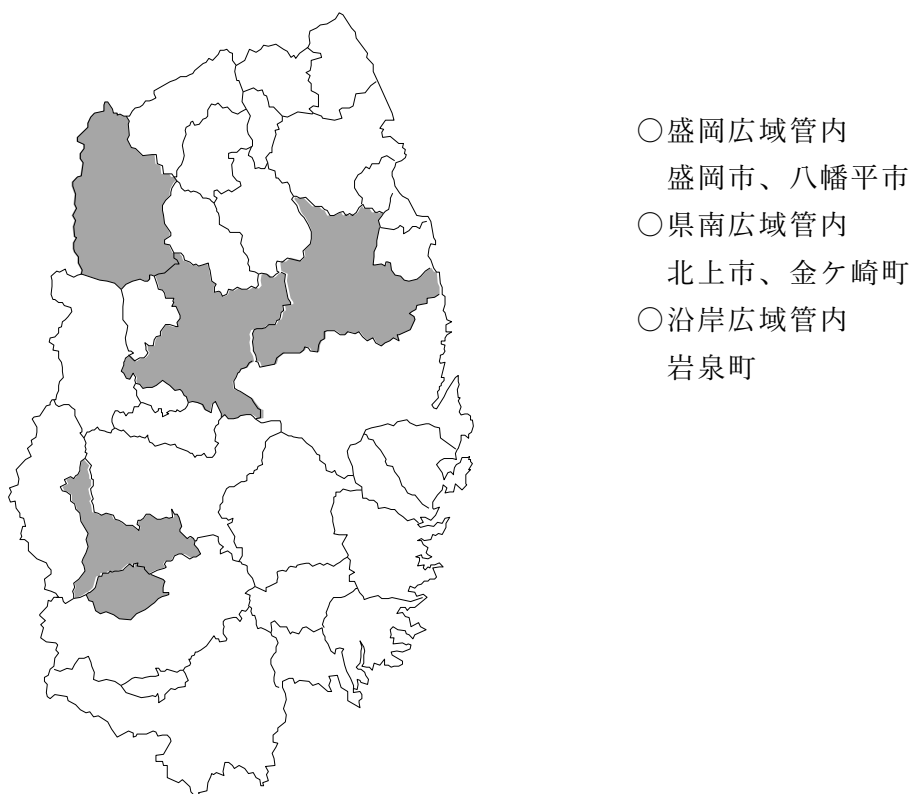
林業被害について、令和 5 年度は被害報告が無かったが、令和 6 年度は 3 市町から被害報告があり、過去 10 年間で最大となった。

【林業被害】

(単位：万円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
被害発生市町村数	2	1	1	0	3
林木被害額	14	92	8	0	1,396

【参考】前年度（令和５年度）より農作物被害額が 500 万円以上減少した市町村



(2) 防除対策の状況

① 人身被害防止対策

ア ツキノワグマの出没に関する注意喚起通知

令和６年度は、令和５年度にツキノワグマの出没件数及び人身被害件数がともに過去最多を記録し、引き続き人身被害や農畜産物被害の増加が懸念されるため、４月１９日に注意報を発表した。

令和７年度は、令和６年度のブナの豊凶調査において、ブナの結実が並作となったことから、４月１８日に注意報を発表したが、７月４日に死亡事故が発生したことを踏まえ、出没に対する注意喚起を強化し更なる被害の防止を図るため、同日付で警報を発表した。

【内容】

時期	発出先	内容
R6. 4. 19	検討委員会委員、(公社)岩手県猟友会、(一社)岩手県山岳・スポーツライミング協会、岩手県勤労者山岳連盟、各市町村、東北森林管理局、農林水産部、広域振興局、県警本部、県政記者クラブ	ツキノワグマの出没に関する注意報
R7. 4. 18	同上	ツキノワグマの出没に関する注意報

R7. 7. 4	同上	ツキノワグマの出没に関する警報
----------	----	-----------------

イ 各種媒体を活用した注意喚起

令和6年度は、注意報の発表に併せて「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」を実施したほか、秋季のクマによる人身被害防止のため、「秋のクマ被害防止キャンペーン」を実施した。

令和7年度は、注意報の発表に併せて「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」を実施し

【内容（令和6年度）】

時期	媒体	内容等
R6. 4. 20～ 5. 31	「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」	登山者や中山間地居住者等への注意喚起カード等の配布、SNSでの発信強化
R6. 4. 19	X（旧 Twitter）	「クマに注意」（注意報発令）
R6. 5. 3	ラジオ	「春のクマ被害防止キャンペーン」
R6. 6. 10～ 16	LINE	「クマ出没注意」
R6. 9. 27～ 11. 30	「秋のツキノワグマ被害防止キャンペーン」	クマの生態等に関するパネル展示（県庁、合同庁舎内） イベントを活用したPR（環境保健研究センター「一般公開」10/5、第52回久慈地方産業まつりへの出展10/12-13） 「5きげんテレビ」内お知らせ SNS等での注意喚起
R7. 3. 14～ 20	テレビ	「クマ出没注意」のCM放送 ・「山菜篇」クマ被害の多数を占める山菜採りに関する注意喚起 ・「山篇」：山域でクマに出会わないための注意喚起 ・「人里篇」：人里でクマを寄せ付けないための注意喚起 （テレビ：IAT、TVI、IBC、MIT）
	ラジオ	「クマ出没注意」のCM放送（IBCラジオ）
	その他	新聞掲載（岩手日報）、特設ランディングページ、WEB広告（Googleディスプレイ広告及びYouTube上でCM広告）
通年	ホームページ	ツキノワグマによる人身被害状況・出没状況について 各種リーフレット、人身被害状況マップ

【内容（令和7年度）】

時期	媒体	内容等
R7.4.19～ 5.31	「春のツキノワ グマ被害防止キ ャンペーン」	チラシの配布やポスターの掲示（山編、人里編）、 SNSでの発信強化
R7.4.18	X（旧 Twitter）	「クマに注意」（注意報発令）
R7.4.26	テレビ	IAT「Go!Go!いわて」内お知らせによる放送（県 政番組）
通年	ホームページ	ツキノワグマによる人身被害状況・出没状況につ いて 各種リーフレット、人身被害状況マップ

ウ 地域における管理対策の推進（各年度共通）

「ツキノワグマ管理計画」に基づき、各広域振興局において、市町村や警察等の関係者で構成される地区管理協議会を開催し、各地域における被害防除の取組について情報の共有を図っている。

エ 追払い対策の推進（各年度共通）

クマ等の大型獣類の追払いを目的とする轟音玉等の安全な使用のため、煙火消費保安講習会を岩手県猟友会及び日本煙火協会と共催で実施。（9月2日実施、受講者：市町村職員、猟友会員、鳥獣保護巡視員等）

② 農林業被害の防除対策

ア 鳥獣被害防止特措法の活用

【農林業被害防止計画策定状況（ツキノワグマを対象とするもの）】

県内全市町村で策定（33市町村）。

【主な計画内容】

電気柵設置、刈払い等環境整備、誘引物除去、追払い推進、実施隊による捕獲体制整備、普及啓発等。

【参考】鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した侵入防止柵の設置状況

（農業振興課調べ。他の鳥獣目的のものを含む。）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	累計
設置距離 (km)	73	91	118	101	65	1,415

③ ツキノワグマの生息環境整備

ア 天然性林の保全・管理

国の森林整備事業を活用し、コナラ等の広葉樹の造林や保育等を実施した。

(森林整備課調べ) (単位：ha)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R5 比
造林	37	54	17	40	34	85%
保育等 (除伐・間伐・更新伐)	38	29	63	62	69	111%

イ いわたの森林づくり県民税の活用 (いわて環境の森整備事業)

多様な公益的機能を有する森林環境の維持・保全等を目的とした「いわての森林づくり県民税」を活用し、管理が行き届かない森林を、針葉樹と広葉樹が混交した森林に誘導する混交林誘導伐 (概ね 5 割の強度間伐) を実施。

(林業振興課調べ) (単位：ha)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R6/R5 比
混交林誘導伐	525	537	573	400	426	107%

3 捕獲の状況

(1) 捕獲頭数の管理 [資料 1 - 4, 1 - 5]

① 令和 6 年度の捕獲状況

令和 6 年度の捕獲頭数は、北奥羽地域が 141 頭、北上山地地域が 309 頭の合計 450 頭となっている。

【地域別の捕獲上限数及び捕獲状況】

(単位：頭)

地域	捕獲上限	狩猟	許可捕獲			指定管理	捕獲計	うち放獣
			有害	うち放獣	春季			
北奥羽	—	13	105	(1)	22	1	141	(1)
北上山地	—	44	265	(0)	0	—	309	(0)
計	796	57	370	(1)	22	1	450	(1)

② 過去 5 年の捕獲状況との比較

令和 6 年度の捕獲頭数は 450 頭であり、過去 5 年間で 2 番目に少ない捕獲頭数となった。

捕獲頭数減少の要因としては、出沒数が例年並みであったことや、農業被害も減少したことにより、捕獲機会が減少し、有害捕獲数の減少につながったことが考えられる。

【過去 5 年間の捕獲状況及び捕獲上限数】

(単位：頭)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
狩猟	96	63	47	66	57
春季捕獲	19	13	16	12	22
有害捕獲	440	385	356	820	370
指定管理	—	—	—	—	1
合 計	555	461	419	898	450
うち放獣	(27)	(8)	(12)	(28)	(1)
うち錯誤捕獲	—	—	(113)	(188)	(155)
捕獲上限数	508	546	626	686	796

③ 捕獲許可にかかる特例許可

ツキノワグマの出没や被害が増加していることから、平成 26 年 6 月 1 日から、市町村の判断による迅速かつ円滑な対応を確保するため、通常の捕獲許可手続きに加え、市町村ごとに捕獲上限を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う特例許可を行っている。令和 4 年度からは捕獲手続きの円滑化のため、許可期間を 30 日間から 90 日間に延長した。

令和 6 年度は、令和 6 年 4 月 4 日に 526 頭の配分を行ったほか、市町村の希望を踏まえ、10 月 1 日に 45 頭の追加配分を行った。

令和 7 年度は、令和 7 年 4 月 14 日に 371 頭の配分を行ったほか、市町村の希望を踏まえ、8 月 7 日に 150 頭、9 月 3 日に 20 頭の追加配分を行った。

【対 象】全市町村(鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定済市町村)

【申 請】全市町村

【許可期間】令和 7 年 4 月 18 日から 10 月 31 日の期間中で、最大 90 日間

(2) 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

① 根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとしている。

② 権限移譲状況 全市町村(平成 21 年度から)

【市町村における捕獲許可実績】

市町村名	捕獲許可日	捕獲実績	備考
一関市	平成 21 年 5 月 16 日	0 頭	人家敷地内への侵入
岩泉町	平成 21 年 7 月 24 日	1 頭	人家敷地内への侵入
奥州市	平成 22 年 6 月 12 日	0 頭	人家敷地内への侵入
西和賀町	平成 22 年 9 月 4 日	1 頭	人家敷地内への侵入
金ケ崎町	平成 23 年 7 月 2 日	0 頭	日常生活範囲内での人身危害
花巻市	平成 24 年 7 月 21 日	1 頭	人家敷地内への侵入
花巻市	平成 26 年 5 月 27 日	1 頭	日常生活範囲内での人身危害
八幡平市	令和 2 年 11 月 29 日	1 頭	人家敷地内への侵入
一関市	令和 5 年 10 月 28 日	3 頭	人家敷地内への侵入

4 モニタリング調査

(1) 堅果類豊凶状況調査 [資料 1－6、1－7]

クマの出没予測及び注意報等発表の判断材料とするため、ブナ及びナラ類の豊凶状況調査を実施した。令和 7 年度も継続して実施予定。

【調査地域】 北上山地 12 地点（ナラ類）、北奥羽 9 地点（ブナ、ナラ類）

【実施主体】 各広域振興局保健福祉環境部・林務部、環境保健研究センター、自然保護課

【調査時期】 令和 6 年 8 月 28 日から 9 月 27 日まで

【方 法】 目視による調査

(2) ツキノワグマ個体数密度調査（小規模ヘアトラップ調査）

大規模ヘアトラップ調査終了後の県内の生息密度の動向を継続的に把握するため、平成 25 年度から花巻市及び遠野市において調査を実施している。

令和 3 年度以降は、花巻市（北奥羽）及び遠野市（北上山地）において隔年で実施。

【調査結果】

花巻市（北奥羽）	R1	R2	R3	R4	R5	R6
個体数密度(頭/km ²)	1.97	実施 せず	1.70	実施 せず	1.60	1.77
95%信頼区間下限	1.45		1.26		1.22	1.41
95%信頼区間上限	2.70		2.23		2.12	2.22

遠野市（北上山地）	R1	R2	R3	R4	R5	R6
個体数密度(頭/km ²)	0.42	実施 せず	実施 せず	0.41	実施 せず	実施 せず
95%信頼区間下限	0.29			0.23		
95%信頼区間上限	0.67			0.78		

(3) 春季捕獲の実施

ツキノワグマの伝統的な猟法を保全し、狩猟資源の持続的な利用を図ることを目的として、令和 5 年度は 2 市町において実施した。

令和 6 年 3 月からは、現行の 2 市町に 5 市町（花巻市、北上市、奥州市、雫石町及び金ケ崎町）を追加して実施した。

【令和 5 年度～令和 7 年度捕獲実績】

（単位：頭）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
八幡平市	5	16	19
西和賀町	7	5	1
雫石町	0	1	1
合計	12	22	21

(4) 放射性物質検査

クマ肉については、平成 24 年度から出荷制限指示が継続されており、県南地域を中心に基準値（100Bq/kg）を超過する検体が確認されている。

※出荷制限指示H24.9.10（継続中）

【クマ肉の放射性物質検査結果】

年度	検体数	基準超過件数	基準値超過市町村
H23	8 検体	2 検体	一関市、奥州市
H24	11検体	2 検体	一関市、陸前高田市
H25	24検体	3 検体	一関市、奥州市、陸前高田市
H26	27検体	2 検体	一関市
H27	15検体	2 検体	一関市、大船渡市
H28	21検体	5 検体	一関市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、金ヶ崎町
H29	6 検体	1 検体	陸前高田市
H30	23検体	8 検体	平泉町、陸前高田市、一関市、金ヶ崎町、大船渡市
R1	22検体	2 検体	陸前高田市、平泉町
R2	15検体	3 検体	奥州市、大船渡市、陸前高田市
R3	13検体	なし	該当なし
R4	16検体	2 検体	陸前高田市、大船渡市
R5	16検体	なし	該当なし
R6	14検体	なし	該当なし

(5) 市街地出沒時対策訓練

令和 6 年度は、令和 5 年度に実施した盛岡市での訓練内容から出沒時の条件設定を変更し、北上市で 8 月 27 日に机上、28 日に実動訓練を実施するとともに、他の地域での訓練実施の参考となるマニュアルを作成した。

令和 7 年度は、9 月 1 日に改正鳥獣保護管理法が施行されたことをうけ、緊急銃猟を想定した机上及び実地訓練を、釜石市で 9 月 22 日に実施予定としている。

(6) 緊急銃猟の制度の運用に係る体制整備等について〔資料 1－8〕

令和 7 年 9 月 1 日付けで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、「緊急銃猟」について整備された。

国は「緊急銃猟ガイドライン」を公表し、これに伴い岩手県ツキノワグマ市街地等出沒時対応マニュアルを改定し、9 月 1 日に施行した。

また、岩手県独自の取組として、市町村が緊急銃猟を実施するに当たり、市町村の求めに応じ、県は状況を確認した上で、現地に緊急銃猟の実施を支援する対策チームを設置できるものとする制度を新設した。

(7) 捕獲の担い手の確保

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を 3 回実施した。令和 6 年度の新規免許取得者は 418 人であった。令和 7 年度も 3 回の実施を予定。

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、受講料無料の狩猟

免許試験予備講習会を公益社団法人岩手県猟友会への委託により合計3回実施した。令和7年度も3回の実施を予定。

【予備講習会受講者数、狩猟免許新規取得者数、狩猟免許試験回数・地区等の推移】

年度	予備講習会 受講者数	狩猟免許 新規取得者数	狩猟免許 試験回数	開催地区 ※()内は開催回数
R 元	267人	290人	3 回	盛岡地区(3)
R 2	343人	369人	3 回	奥州地区、宮古地区、盛岡地区
R 3	344人	406人	3 回	奥州地区、宮古地区、盛岡地区
R 4	447人	482人	3 回	宮古地区、花巻地区、盛岡地区
R 5	434人	486人	3 回	宮古地区、盛岡地区(2)
R 6	414人	418人	3 回	宮古地区、盛岡地区(2)
R 7	—	—	3 回	宮古地区、盛岡地区(2)

③ 各種研修会の開催

- ・ 狩猟免許に興味がある一般県民を対象とした研修会の開催
- ・ 狩猟免許を取得して3年未満の初心者を対象とした研修会の開催
- ・ 捕獲従事者養成研修（はこわな研修）の実施

(8) 令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築等業務（環境省モデル事業）

【期間】令和4～6年度

【実施区域】岩手県（県内市町村においてモデル地区を選定）

※本県その他5道県で実施

【内容（実績及び予定）】

R4：ヒアリング（勉強会）を任意の市町村において実施し、R5～6年度計画を検討

R5：①モデル地域における勉強会の実施、②人材育成（麻酔銃対応、市町村担当者等）、③ゾーニングマップ案の作成、④人身事故情報整理、⑤R6事業計画案作成

R6：①モデル地域におけるゾーニング管理案の作成、②自動撮影カメラ調査による侵入経路での早期個体検出の実証試験

※盛岡広域振興局の地経費事業において同モデル地域で刈払いを実施

(9) 令和6年度クマ類の保護管理調査検討業務（環境省事業）

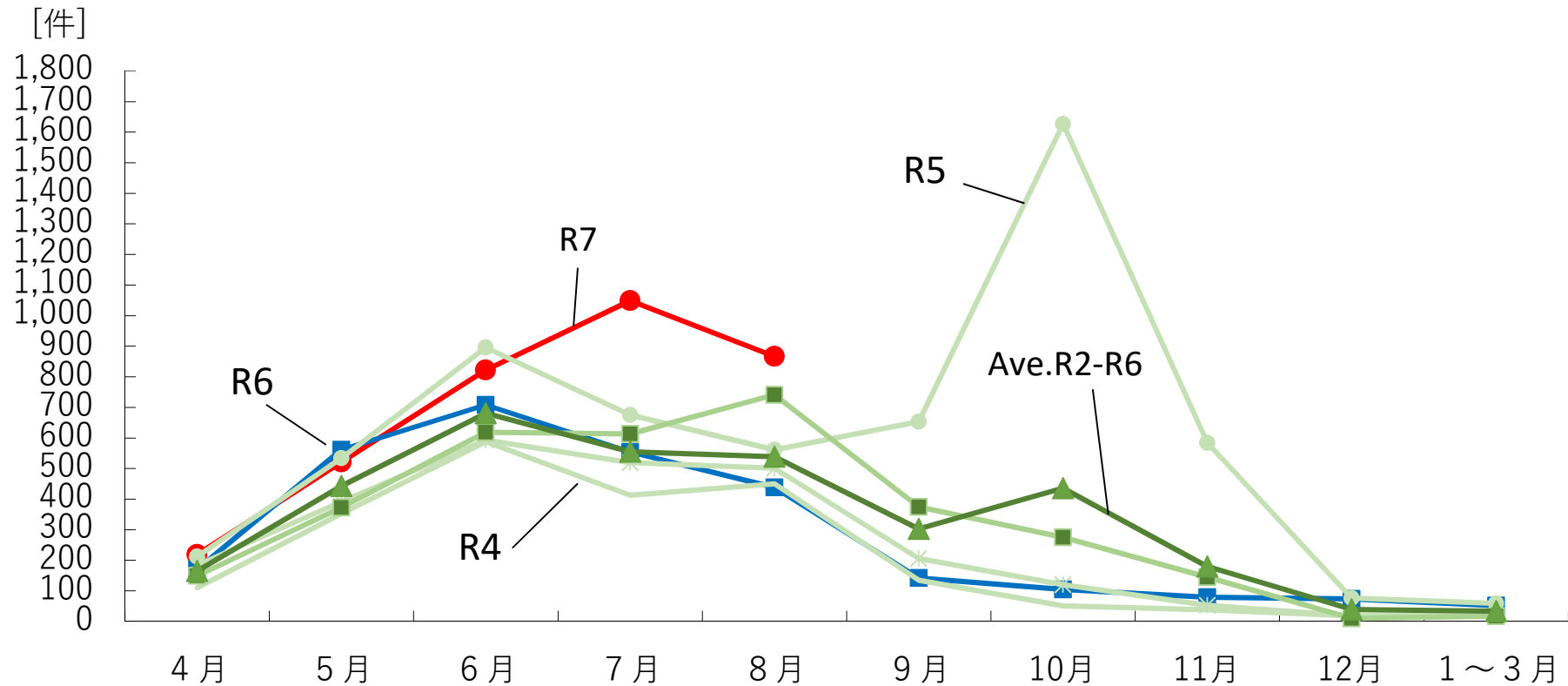
環境省において、令和5年度に人身事故件数が多かった岩手県及び秋田県について、人身事故の発生状況や都道府県等が実施した対策を整理分析して課題を整理し、被害防止対策の改善策を検討する事業を実施。

ツキノワグマ出没状況推移

資料 1 - 1

[単位：件]

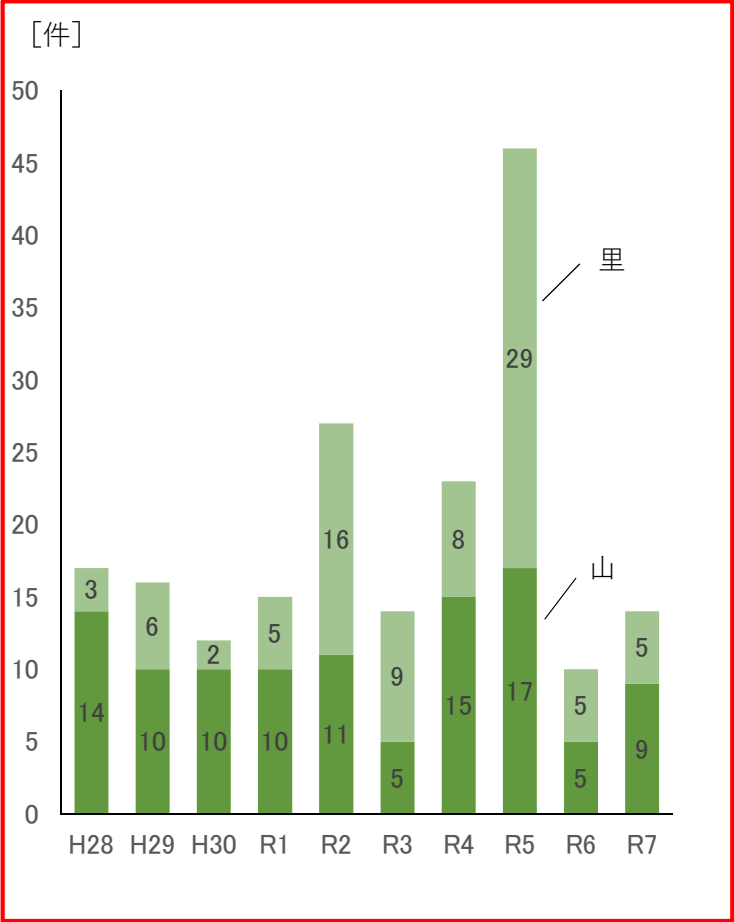
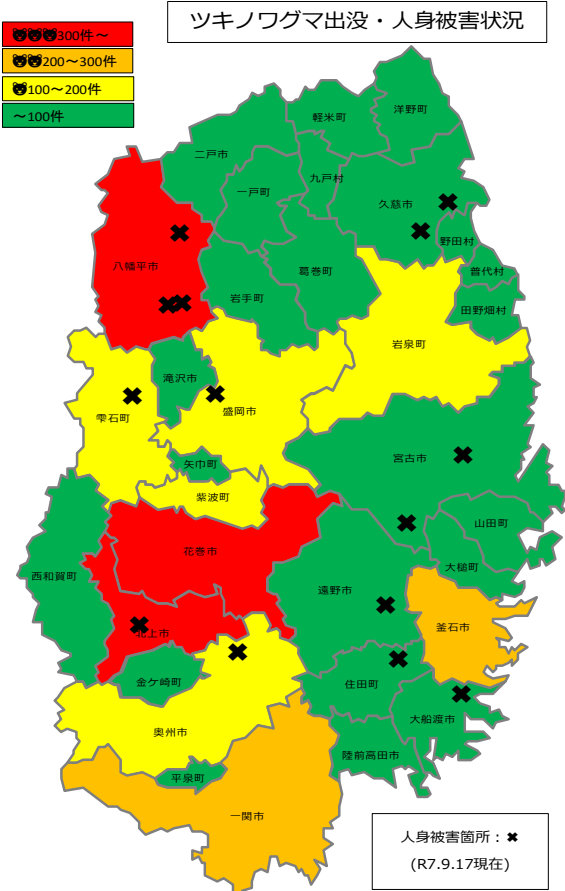
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1～3 月	8月末計	計
令和 7 年度	219	521	822	1,049	867						3,478	3,478
令和 6 年度	170	561	708	554	438	142	105	79	74	52	2,431	2,883
令和 5 年度	212	534	896	675	561	653	1,627	584	76	59	2,878	5,877
令和 4 年度	110	353	588	413	450	135	51	38	18	23	1,914	2,179
令和 3 年度	184	392	593	519	501	206	120	53	18	16	2,189	2,602
令和 2 年度	149	373	619	613	741	374	275	145	10	17	2,495	3,316
R2～R6の平均値	165	443	681	555	538	302	436	180	39	33	2,381	3,371



ツキノワグマによる人身被害の状況

資料 1 - 2

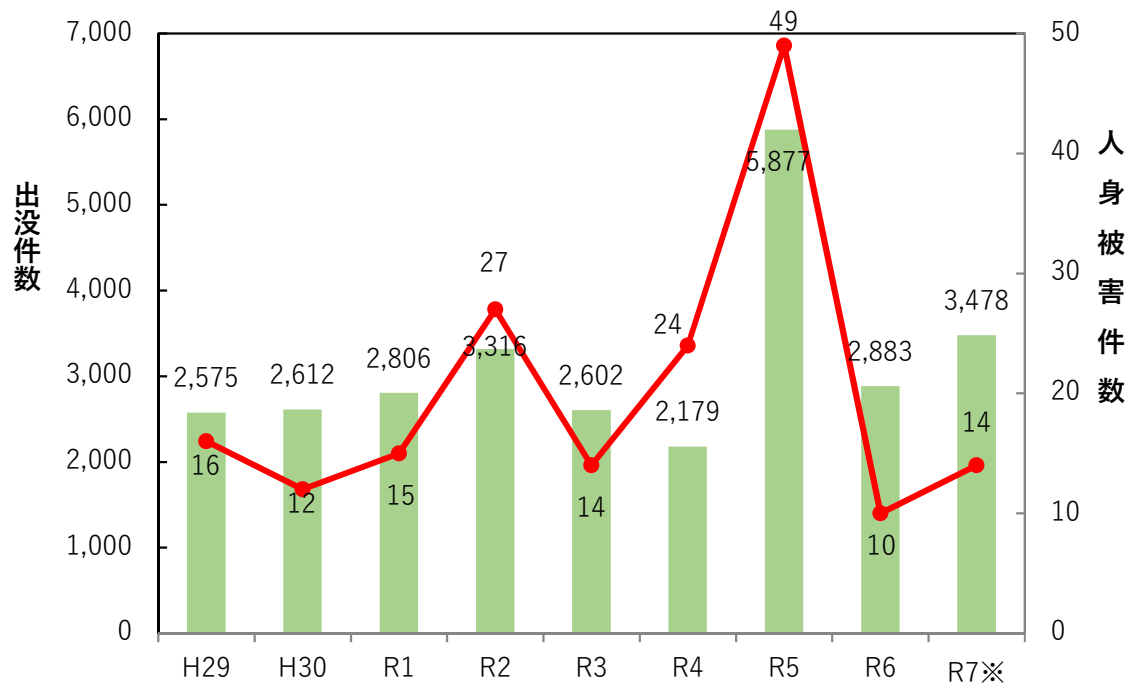
令和7年度【14件15名】＊令和7年9月15日現在												
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	備考
1	令和7年4月22日	午前8時	朝	久慈市	山根町地内	山菜・きのご採り	70代	男性	重傷	不明	山	
2	令和7年4月25日	午前11時30分	昼	久慈市	宇部町地内	山菜・きのご採り	70代	男性	重傷	不明	山	
3	令和7年4月26日	午前11時	昼	八幡平市	野駄地内	山菜・きのご採り	70代	男性	軽傷	不明	山	
4	令和7年5月5日	午後3時	昼	八幡平市	松尾地内	山菜・きのご採り	20代	男性	重傷	不明	山	
							30代	男性	軽傷	不明	山	
5	令和7年5月16日	不明	昼	宮古市	小国地内	山菜・きのご採り	70代	女性	重傷	不明	山	
6	令和7年6月10日	午前10時20分	昼	住田町	上有住地内	その他(作業中)	60代	男性	軽傷	不明	山	
7	令和7年6月12日	午後0時50分	昼	遠野市	青笹町地内	その他(施設駐車場を移動中)	60代	男性	軽傷	不明	里	
8	令和7年6月16日	午後1時	昼	大船渡市	三陸町地内	その他(歩行中)	40代	男性	不明	不明	山	
9	令和7年6月30日	午前4時30分	朝	盛岡市	東松園地内	刈払い作業中	80代	男性	軽傷	不明	里	
10	令和7年7月3日	午後4時20分	夕	奥州市	江刺稲瀬地内	農作業中	70代	女性	重傷	不明	里	
11	令和7年7月4日	午前7時40分	朝	北上市	和賀町山口地内	不明	80代	女性	死亡	不明	里	
12	令和7年8月3日	午前10時00分	昼	八幡平市	七時雨登山道	登山	50代	男性	軽傷	不明	山	
13	令和7年9月1日	午後7時30分	夜	宮古市	茂市地内	その他(作業中)	70代	男性	軽傷	出沒情報の収集	里	
14	令和7年9月15日	午後2時20分	昼	雫石町	西根地内	溪流釣り	50代	男性	軽傷	不明	里	



令和6年度【10件10名】												
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山	備考
1	令和6年4月18日	午後2時	昼	北上市	和賀町地内	山菜・きのこ採り	70代	男性	重傷	不明	山	
2	令和6年5月4日	午前6時40分	朝	金ヶ崎町	西根駒ヶ岳登山道	登山	60代	男性	重傷	不明	山	
3	令和6年5月16日	不明		遠野市	附馬牛町地内	山菜・きのこ採り	60代	男性	死亡	不明	山	※
4	令和6年6月19日	午前3時	朝	大槌町	金澤地内	その他(水田見回り)	80代	男性	軽傷	不明	里	
5	令和6年7月18日	午前6時	朝	岩泉町	門地内	農作業中	50代	女性	軽傷	不明	里	
6	令和6年7月22日	午後6時50分	夜	久慈市	山根町地内	その他(畑で作業中)	60代	女性	軽傷	不明	里	
7	令和6年5月21日	午後8時30分	夜	宮古市	津軽石地内	農作業中	不明	男性	不明	不明	里	
8	令和6年8月17日	午後2時40分	昼	北上市	和賀町地内	散歩・歩行	60代	男性	軽傷	不明	里	
9	令和6年9月27日	午前11時30分	昼	野田村	玉川地内	溪流釣り	70代	男性	軽傷	不明	山	
10	令和7年1月23日	午後4時00分	夕	岩泉町	雲綿地内	その他(狩猟)	70代	男性	重傷	不明	山	

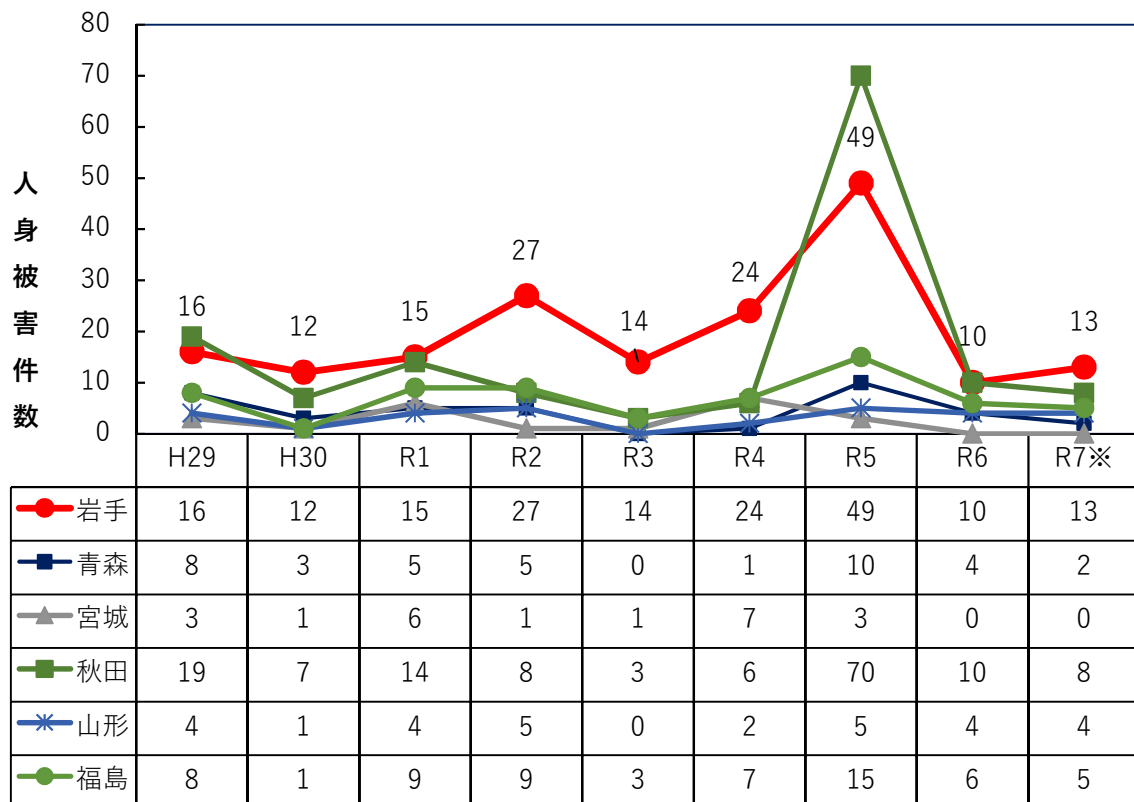
※県警では、5月13日に山岳遭難に遭われ、亡くなられた男性の死因について、捜査の結果、クマによる関与が非常に高いものと判断したことから、5月16日付けでクマによる人身被害件数として計上しています。

出没件数及び人身被害の状況



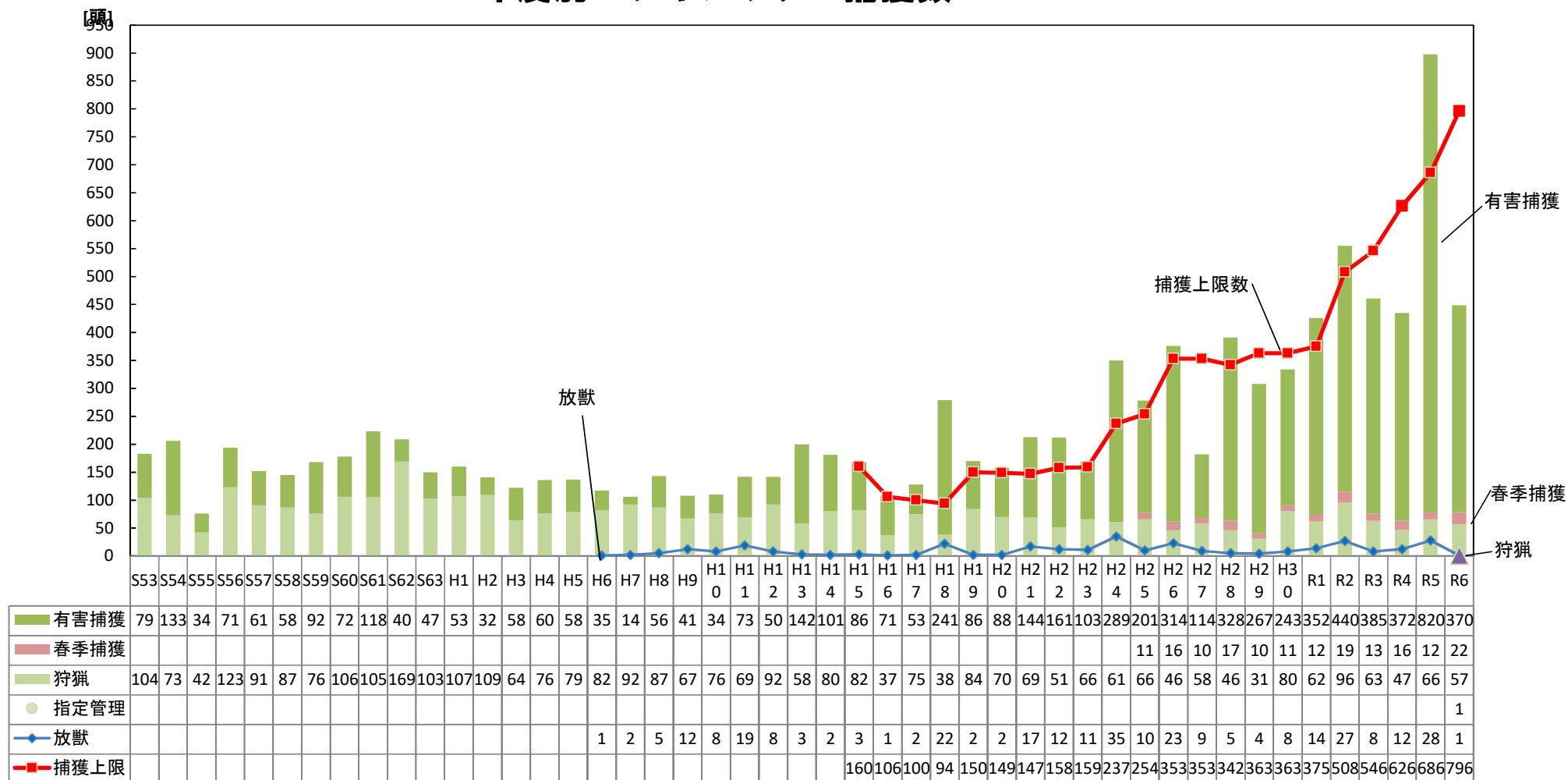
※ R7出没数は8月末時点、人身被害数は9月15日時点

東北 6 県の人身被害状況

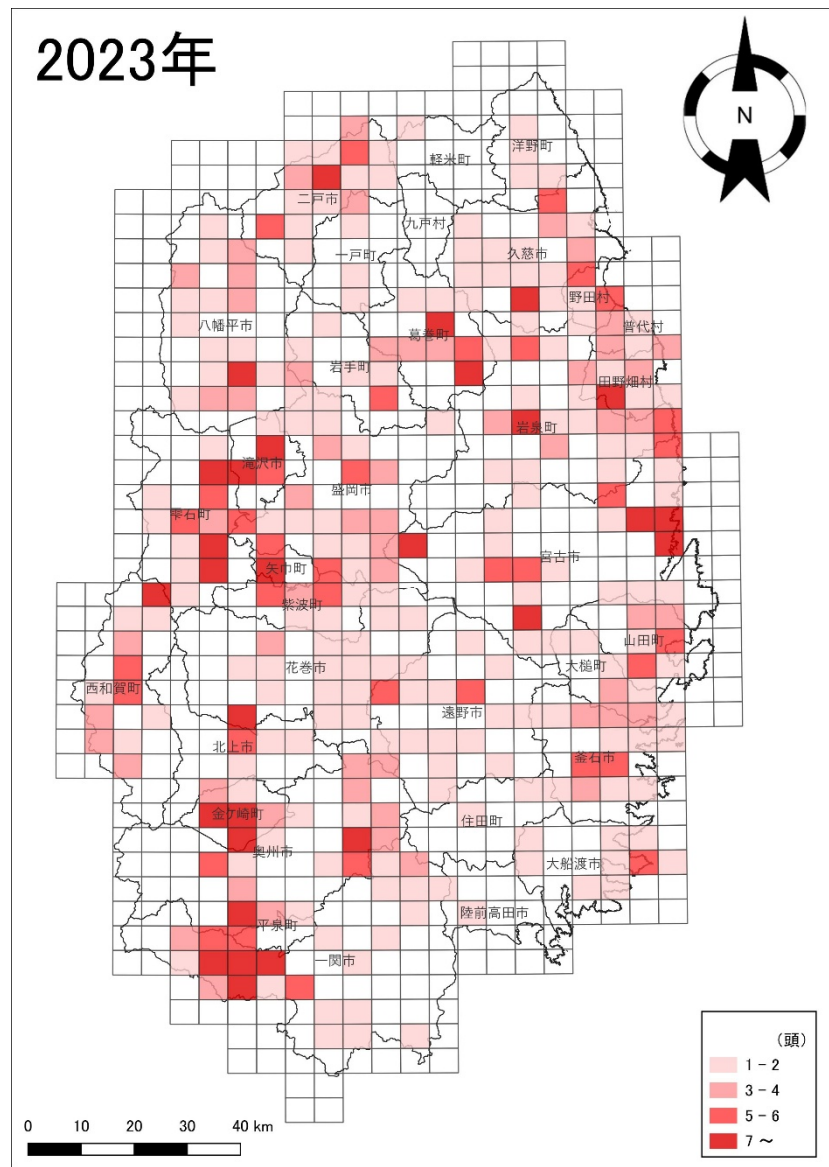


※ R7年度は8月末時点

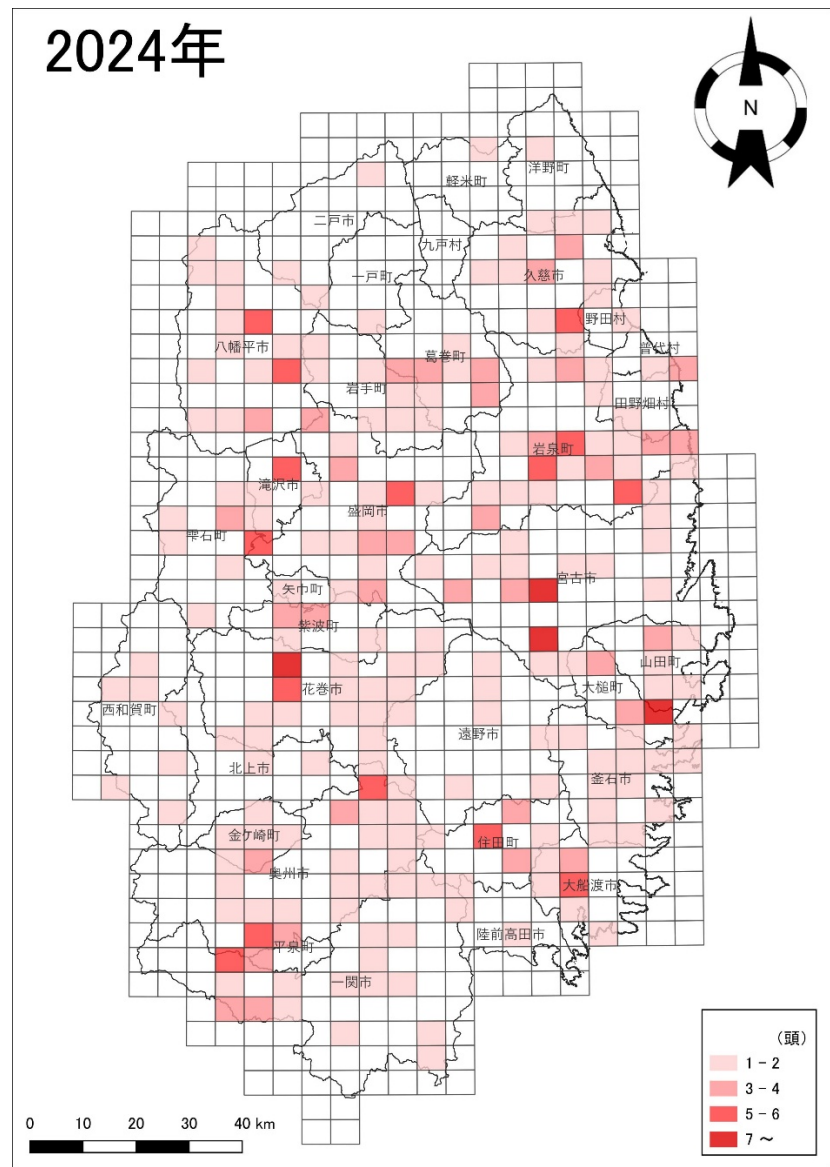
年度別 ツキノワグマ捕獲数



令和5年度捕獲位置図（全捕獲数）



令和6年度捕獲位置図（全捕獲数）



※捕獲票に記載されたメッシュ番号に基づき集計し作成
※1メッシュあたり、5kmとしている。
※国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2018.html>) を加工して作成

プレスリリース

令和 7 年 7 月 11 日
東北森林管理局

令和 7 年度のブナの開花状況と結実予測について

標記について、ブナの開花状況の調査結果を取りまとめたので、下記のとおりお知らせします。

今回の調査結果から、今秋のブナの結実の豊凶は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の 5 県とも大凶作と推測されます。

記

ブナの開花状況調査の結果（県別内訳）

県名	開花状況（箇所数）					開花時点の 豊凶指数	開花時点の 結実予測
	全体	部分	一部	非開花	計		
青森県	0	3	9	26	38	0.5	大凶作
岩手県	0	4	3	17	24	0.6	大凶作
宮城県	0	0	2	4	6	0.3	大凶作
秋田県	1	1	13	36	51	0.4	大凶作
山形県	1	0	3	17	21	0.4	大凶作
計	2	8	30	100	140		

（道路損傷等による調査不実行箇所：5 箇所）



林野庁東北森林管理局 森林整備部
技術普及課 小向 TEL：018-836-2164

林野庁

(参考)

令和7年度のブナの開花状況と結実予測について

1 本調査は以下により行っています。

【調査方法】

毎年度、東北森林管理局管内（青森、岩手、宮城、秋田、山形の5県）の145箇所（定点）において開花状況（初夏）及び結実状況（秋）を目視により調査しています。

【開花状況等の調査及び結実の予測】

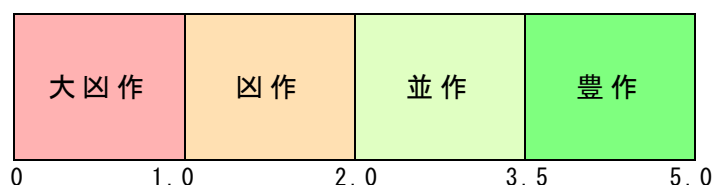
箇所ごとに開花状況や開花割合等を調べています。

（下表は開花状況の調査内容）

区分	開花（結実）状況	豊凶指数
全体	樹冠全体にたくさんの花（実）がついている	5
部分	樹冠上部に多くの花（実）がついている	3
一部	ごくわずかに花（実）がついている	1
非開花 （非結実）	まったく花（実）がついていない	0

結実予測は、各調査箇所の調査結果を数値化、集計し豊凶指数を算出して、下表のとおり結実の豊凶を推測します。

豊凶指数	豊凶区分
3.5以上	豊作
2.0以上 3.5未満	並作
1.0以上 2.0未満	凶作
1.0未満	大凶作



【ブナの結実状況の調査と判定】

秋に結実状況を目視で調査し、開花時と同様の手法で豊凶を判定します。

2 これまでの開花時の結実予測並びに結実状況は次頁の表のとおりです。

表 年度別ブナ開花状況並びに結実状況

年度	青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県	
	開花時	結実時	開花時	結実時	開花時	結実時	開花時	結実時	開花時	結実時
平成元年 1989		並作 (3.4)		凶作 (1.9)		大凶作 (0.5)		並作 (2.6)		凶作 (1.1)
平成2年 1990	並作 (3.4)	並作 (2.2)	豊作 (4.3)	並作 (3.3)	並作 (2.5)	並作 (3.3)		凶作 (1.6)		豊作 (3.7)
平成3年 1991	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.4)	凶作 (1.2)	大凶作 (0.5)		凶作 (1.1)		凶作 (1.4)
平成4年 1992	豊作 (4.5)	豊作 (4.1)	並作 (2.3)	並作 (2.2)	凶作 (1.5)	凶作 (1.3)		並作 (2.3)		凶作 (1.4)
平成5年 1993	並作 (2.1)	凶作 (1.0)	並作 (3.3)	凶作 (1.9)	並作 (2.3)	凶作 (1.7)		並作 (2.3)		豊作 (4.1)
平成6年 1994	凶作 (1.7)	凶作 (1.3)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.9)		凶作 (1.1)		凶作 (1.1)
平成7年 1995	豊作 (4.0)	豊作 (4.2)	豊作 (3.6)	豊作 (3.6)	豊作 (4.3)	豊作 (4.0)		並作 (2.6)		豊作 (4.2)
平成8年 1996	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.9)	凶作 (1.2)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.0)		大凶作 (0.9)		大凶作 (0.5)
平成9年 1997	並作 (2.2)	凶作 (1.8)	並作 (2.2)	凶作 (1.5)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.7)		並作 (2.3)		大凶作 (0.9)
平成10年 1998	凶作 (1.7)	凶作 (1.4)	凶作 (1.4)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.2)		凶作 (1.1)		大凶作 (0.0)
平成11年 1999	凶作 (1.1)	大凶作 (0.7)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.0)				
平成12年 2000	豊作 (4.6)	豊作 (4.7)	豊作 (4.6)	豊作 (4.4)	並作 (2.7)	豊作 (3.7)		豊作 (4.6)		並作 (3.3)
平成13年 2001	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.7)		大凶作 (0.3)		大凶作 (0.9)
平成14年 2002	凶作 (1.2)	凶作 (1.0)	凶作 (1.3)	凶作 (1.2)	凶作 (1.5)	凶作 (1.5)		凶作 (1.3)		凶作 (1.2)
平成15年 2003	並作 (2.5)	並作 (2.4)	並作 (2.5)	凶作 (1.8)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.2)		凶作 (1.8)		凶作 (1.4)
平成16年 2004	凶作 (1.1)	大凶作 (0.8)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.4)	凶作 (1.7)	並作 (2.0)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.5)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.4)
平成17年 2005	豊作 (3.8)	並作 (3.4)	豊作 (4.0)	豊作 (4.3)	豊作 (4.7)	豊作 (4.3)	豊作 (4.3)	豊作 (3.9)	豊作 (4.9)	豊作 (4.9)
平成18年 2006	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.2)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.0)
平成19年 2007	凶作 (1.7)	大凶作 (0.8)	凶作 (1.5)	凶作 (1.5)	凶作 (1.5)	凶作 (1.3)	凶作 (1.8)	凶作 (1.6)	並作 (3.0)	凶作 (1.3)
平成20年 2008	並作 (2.4)	凶作 (1.6)	並作 (2.1)	凶作 (1.5)	豊作 (3.7)	凶作 (1.7)	凶作 (1.3)	凶作 (1.0)	並作 (2.5)	凶作 (1.5)
平成21年 2009	並作 (2.0)	凶作 (1.4)	凶作 (1.8)	凶作 (1.1)	並作 (3.3)	並作 (2.0)	凶作 (1.9)	凶作 (1.2)	並作 (3.1)	凶作 (1.3)
平成22年 2010	凶作 (1.6)	大凶作 (0.7)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.7)	並作 (3.2)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.3)	凶作 (1.1)	大凶作 (0.2)
平成23年 2011	並作 (2.6)	凶作 (1.3)	並作 (3.2)	凶作 (1.3)	豊作 (3.7)	凶作 (1.5)	凶作 (1.8)	凶作 (1.1)	並作 (3.3)	凶作 (2.0)
平成24年 2012	凶作 (1.3)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.0)	並作 (2.8)	並作 (2.2)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.2)
平成25年 2013	豊作 (3.6)	並作 (3.4)	豊作 (4.0)	豊作 (3.8)	豊作 (3.7)	豊作 (5.0)	豊作 (3.6)	並作 (2.9)	並作 (2.3)	並作 (2.3)
平成26年 2014	凶作 (1.7)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.2)	凶作 (1.3)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.2)
平成27年 2015	並作 (2.8)	並作 (2.0)	豊作 (4.0)	豊作 (4.2)	並作 (3.3)	並作 (3.4)	並作 (2.4)	凶作 (1.8)	並作 (3.4)	豊作 (3.5)
平成28年 2016	凶作 (1.4)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.0)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.0)	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.1)
平成29年 2017	並作 (2.0)	凶作 (1.2)	凶作 (1.4)	凶作 (1.2)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.7)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.4)
平成30年 2018	並作 (2.0)	凶作 (1.2)	並作 (2.8)	凶作 (1.8)	並作 (3.0)	並作 (2.5)	並作 (2.2)	凶作 (1.7)	豊作 (4.0)	豊作 (3.9)
令和元年 2019	凶作 (1.6)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.2)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.0)
令和2年 2020	並作 (3.2)	並作 (2.3)	凶作 (1.8)	凶作 (1.3)	凶作 (1.7)	大凶作 (0.7)	並作 (2.8)	並作 (2.0)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.3)
令和3年 2021	並作 (2.0)	凶作 (1.0)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.7)	豊作 (4.0)	凶作 (1.7)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.2)	凶作 (1.9)	凶作 (1.5)
令和4年 2022	豊作 (3.8)	並作 (2.9)	並作 (3.3)	並作 (2.7)	豊作 (4.0)	凶作 (1.3)	豊作 (3.7)	並作 (2.8)	並作 (3.4)	並作 (3.1)
令和5年 2023	大凶作 (0.5)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.4)	大凶作 (0.0)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.0)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.1)
令和6年 2024	豊作 (3.7)	豊作 (3.8)	並作 (3.2)	並作 (2.7)	豊作 (3.7)	豊作 (4.2)	並作 (2.6)	並作 (2.6)	並作 (3.3)	並作 (2.9)
令和7年 2025	大凶作 (0.5)		大凶作 (0.6)		大凶作 (0.3)		大凶作 (0.4)		大凶作 (0.4)	

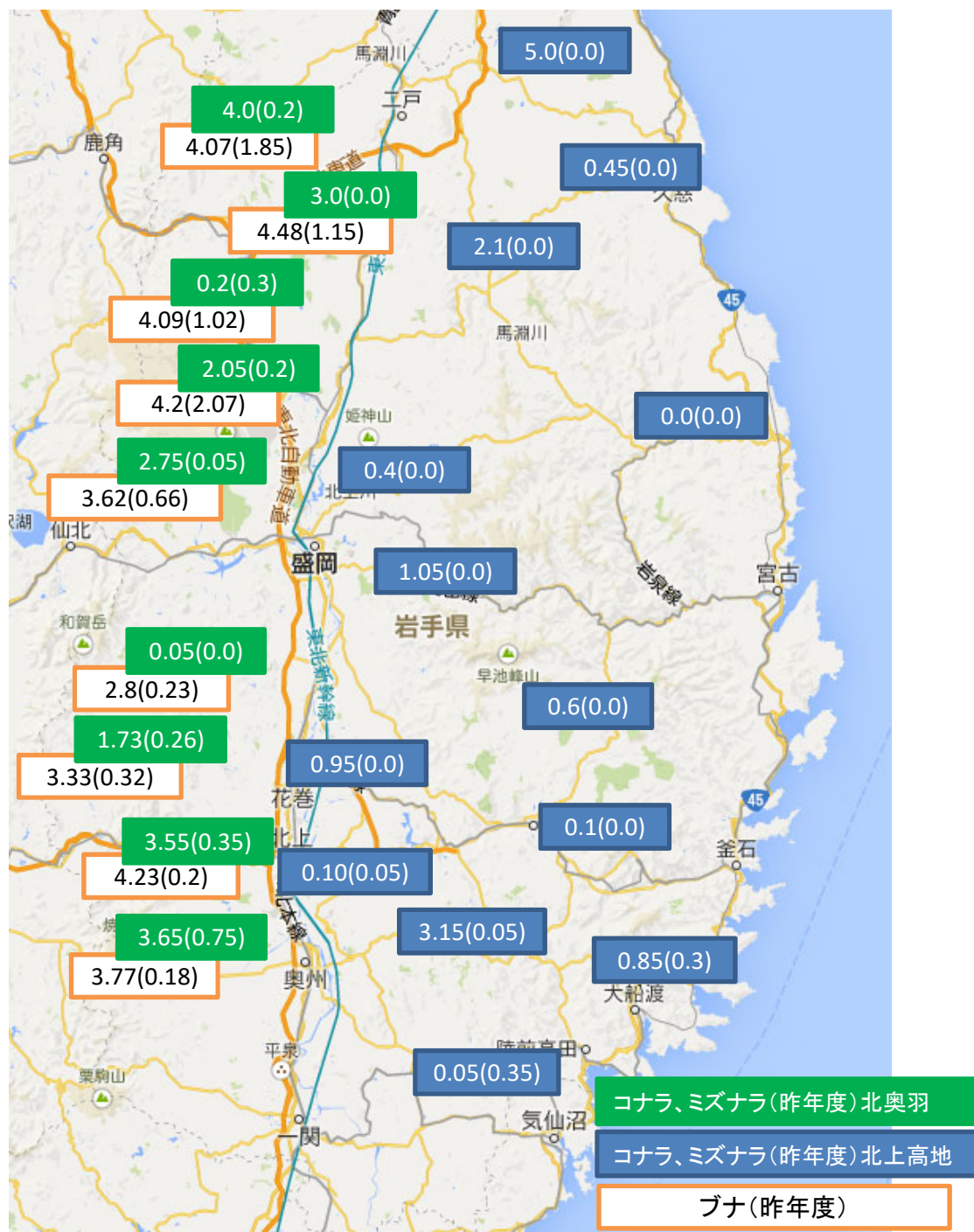
() は豊凶指数

東北森林管理局ホームページも御参照ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/sidou/buna.html>)

注：豊凶指数1.0未満でも一部に開花・結実が見られる場合もあり、誤解を避けるため、平成29年度から豊凶区分の「皆無」を「大凶作」に変更しました。

令和6年度堅果類豊凶調査結果



調査結果: 目視による対象木20本の調査結果、調査定点の着果状況を6段階で評価したもの。

全調査定点の平均

- ・コナラ/ミズナラ: 北奥羽 2.34(0.23)
- ・コナラ/ミズナラ: 北上高地 1.07(0.03)
- ・ブナ 3.89(1.01)

【参考】

【個体ごとの豊凶評価基準】

評価0	着果なし	凶作
評価1	一部に疎に着果	
評価2	一部に密に着果	凶作～不作
評価3	全体に疎に着果	
評価4	全体に密に着果	並作～豊作
評価5	非常に密に着果	豊作

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	備考
コナラ/ミズナラ	—	1.25	0.45	0.66	0.77	0.23	2.34	北奥羽
ミズナラ	0.47	1.43	0.45	0.38	0.47	0.03	1.07	北上高地
ブナ	2.85	0.38	2.33	0.93	2.96	1.01	3.89	—

岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアルの改定概要

1 改定要旨

- 令和7年9月1日付けで鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」）の一部を改正する法律が施行され、「緊急銃猟」について整備された。
- 国は「緊急銃猟ガイドライン」を公表し、これに伴い岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアル（以下、「岩手県マニュアル」）を改定するもの。

2 緊急銃猟制度とは

(1) 制度の概要

どのような時	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻醉銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

(2) 緊急銃猟を実施可能となる4つの条件

人の日常生活圏において緊急銃猟を実施するためには次の①から④の条件をすべて満たす必要がある。

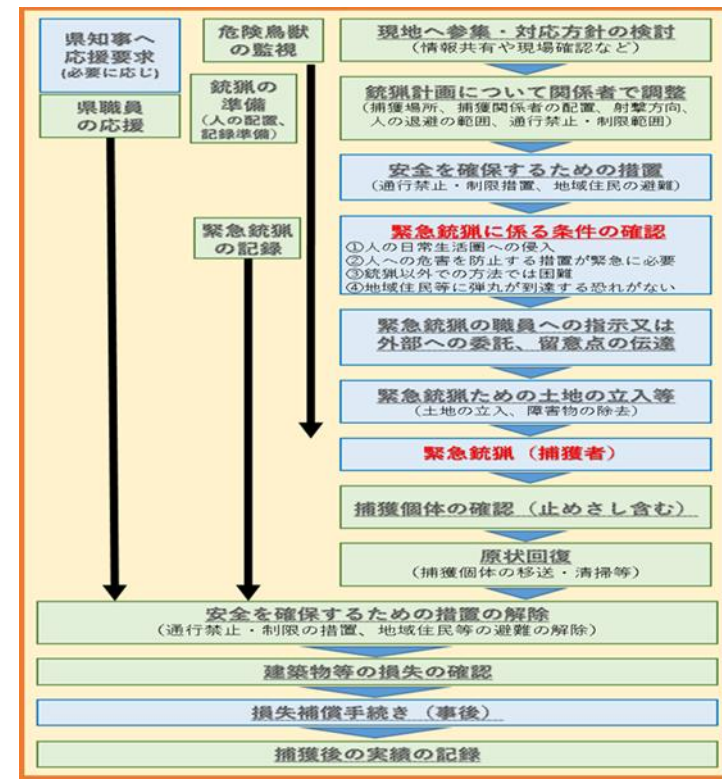
- ① 人の日常生活圏への侵入
- ② 人への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③ 銃猟以外の方法では困難
- ④ 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶ恐れがない

※緊急銃猟の条件を満たさない以下のような場合には、緊急銃猟は行えません。

- ・人の日常生活圏ではない場所である場合
- ・人に銃弾が当たる恐れがある場合（例えば、人の往来が激しい中心街や住宅地では、建物に侵入している場合等でない限り、安全確保が困難である場合が多いと考えられます。）
- ・逸走したクマ等の追跡時にクマ等に出会った場合の自衛のための銃猟等（安全確保を含め、緊急銃猟の手順を行う時間的な猶予がないため、緊急銃猟は行えません。）

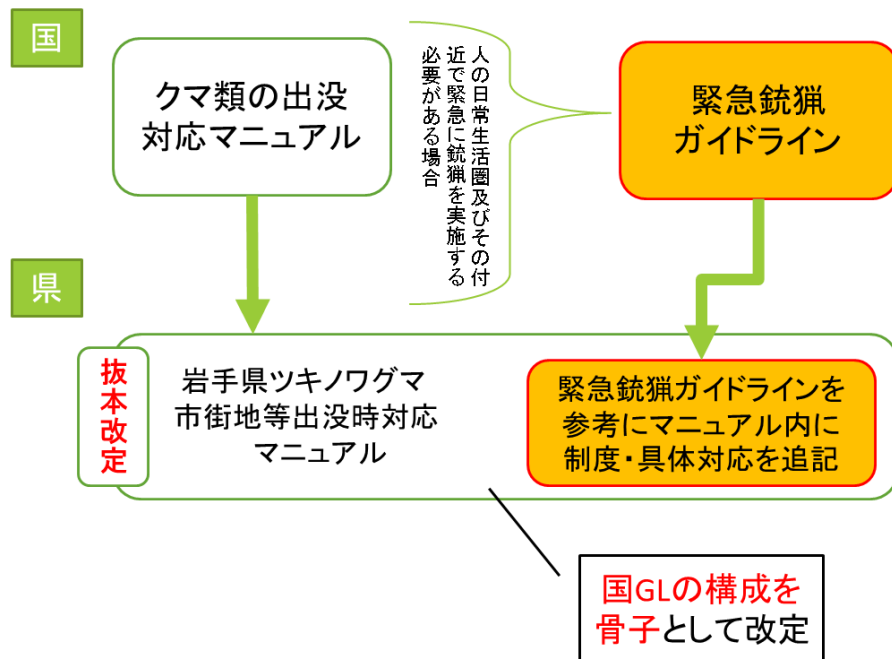
(3) 緊急銃猟実施の流れ

市町村が緊急銃猟を実施する際の流れは以下のとおり。
なお、緊急銃猟は市町村の判断で実施されるものだが、すべての事例で緊急銃猟が選択されるわけではない。



3 岩手県マニュアルの概要

(1) 岩手県マニュアルの構成



(2) 緊急銃猟ガイドラインとの変更点

① 現行岩手県マニュアルの内容を一部反映

現行マニュアルのうち、対応フローチャートや連絡体制図について見直しを実施。

② 岩手県緊急銃猟対策チームの設置について

市町村が緊急銃猟を実施するに当たり、市町村の求めに応じ、県は状況を確認した上で、現地に緊急銃猟の実施を支援する対策チームを設置できるものとする制度を新設。

対策チームでは次に掲げる事項について、緊急銃猟を実施する市町村に助言・支援等を行う。

- ・ 緊急銃猟に係る対応方針の検討に関すること。
- ・ 緊急銃猟に係る計画の調整に関すること。
- ・ 緊急銃猟に係る条件の確認に関すること
- ・ 安全を確保するための措置に関すること。
- ・ 応援体制の確保に関すること。

③ 机上訓練・実地訓練に係る手順の具体化

県では、令和6年度に市街地出没対応に係る訓練マニュアルを作成していることから、これをもとに、緊急銃猟を想定した訓練においても活用できるよう、記載を充実させた。

なお、緊急銃猟を想定した訓練について、県主催で実施する予定としている。

<参考> 緊急銃猟ガイドラインと岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアルの比較

